

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／ モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決(3)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(モーリシャス／モルディブ)国際海洋法裁判所特別裁判部先決的抗弁判決

判 決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 事実の概要
- IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁
- V. 第一の先決的抗弁：不可欠第三者 (以上、本誌 56 巻4号)
- VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題 (以上、本誌 57 巻1号)
- VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条及び83条の要件
- VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在
- IX. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用
- X. 管轄権及び受理可能性に関する結論
- XI. 主文 (以上、本号)

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官の共同宣言

Oxman 特任裁判官の個別反対意見

VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条及び83条における要件

252. 次に、当特別裁判部は、モーリシャスの第三の先決的抗弁「国連海洋法条約74条と83条は、両当事国の間の交渉は管轄権の手続的前提条件であると定めて」おり、「この前提条件が本件事件において満たされていない一し、また意味あるものでもない一」について、検討する。

A. 海洋法条約74条及び83条の解釈

253. まず、海洋法条約74条と83条が、締約国に対し、義務的な紛争解決手続を用いるに先立って海洋境界線についての交渉を行うよう義務づけているかどうかの問題を、検討する。

254. モルディブは、次のように主張する。

「74条と83条が明白な文言で述べている通り、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国は、第15部の定める手続きを利用するに先立って、関連のある境界画定を『合意により』行うため、交渉する義務を負う。一方の国が国連海洋法条約第15部の定める手続きを用いることができるのは、そのような交渉が行われ合意を得る試みが失敗したときだけである。」

255. モルディブは、大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界画定に関する紛争事件（以下「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」とする。）の判決に依拠して、その裁判の特別裁判部²¹⁾は「海洋法条約83条1項に基づき境界画定について合意に達する義務は、合意に達する目的での交渉を当然に伴う。」と述べている、という。モルディブはまた、その特別裁判部は、「誠実に交渉する義務は、海洋法条約と一般国際法において重要な地位を占めている」ことを強調した、という。

256. モルディブは、「もとより、74条と83条は『境界画定交渉は成功すべきである』ことを要求してはいないが、『国際法におけるすべての交渉義務と同じく、交渉は誠実に行われなければならない』」、と説明する。

257. モルディブによると、この義務は特に、国に対し、現実に合意に達するために行動するよう義務づけている、という。また、「メイン湾事件において、ICJは、『積極的な結果を達成しようという真摯な意図をもって、合意に達する目的で交渉を行う—誠実にこれを行う—義務』に言及した」、という。

258. モルディブは、次のように主張する。

21) 記者注：これは、本件裁判の特別裁判部とは別の特別裁判部である。

「交渉の前提条件が第15部には含まれておらず第15部よりも前の部に置かれているが、このことは、モルディブの主張－その後の第15部の手続きが関係するのは、第5部と第6部にに基づく交渉が最初に尽くされた場合のみである－を強化している。これが、起草者が明白に意図するところである。締約国は、敵対的な訴訟に突進すべきでない。締約国は、第15部を援用する権利、特にその第2節の拘束力を有する決定を伴う義務的手続を援用する権利を有するけれども、それは交渉が失敗した場合に限られる。」

259. モルディブは、海洋法条約74条と83条に言及して、ICJの判例法において、これらの規定が定める交渉義務は裁判所の管轄権の前提条件であると解されている、と主張する。これに関して、モルディブは、ICJのインド洋における海洋境界画定事件（以下「ソマリア対ケニア海洋境界画定事件」とする。）における先決的抗弁判決に言及する。モルディブは、次のようにいう。

「ICJが受け入れたように、『国連海洋法条約83条1項は、境界画定は合意により行うと定めており』、当事国が国連海洋法条約第15部の紛争解決手続を利用するに先立ち、『誠実に交渉を行うべきことを義務づけている』。言い換えると、誠実交渉は、一方の当事国が第15部の紛争解決を利用するに先立って行われることが義務づけられており、それを行わなかったときは、ICJが管轄権を行使することが妨げられることになる。」

260. モルディブは、モーリシャスの主張－74条と83条は海洋法条約の第15部ではなく第5部と第6部に置かれている－に反論して、「モーリシャスは、すべての管轄権要件は紛争解決手続を定める部と同一の部に置かれていなければならないとする条約解釈規則を指摘してはいないし、そもそもそのような規則は存在しない」、と主張する。

261. そして、モルディブは、モーリシャスの主張－特別裁判部が管轄権を行使するための唯一の前提条件は、283条に定められている－について、「283条は別の義務に関係している。この規定は、国に対して、紛争が生じた時に意見交換するよう義務づけている。しかし、この規定は交渉義務を定めてはいない」、と主張した。

262. これに対し、モーリシャスは、海洋法条約74条と83条は、第15部の定める手続きを利用するための裁判所管轄権の前提条件として、交渉義務を課してはいない、と主張する。モーリシャスの立場は、次のものである。

「74条と83条は、裁判所が管轄権を行使するための条件を定めてはいない。そうではなく、これらの規定は、相互に関係する2つの実体的義務を定めている。すなわち、(1) 国は、一方的に自国の EEZ と大陸棚の境界画定を行うことはできず、他国との合意によりこれを行わなければならない。(2) その合意に達しないときは、関係国は海洋法条約第15部の定める手続きを利用しなければならない。」

263. モーリシャスは、モルディブの主張 — 海洋法条約74条と83条は、「モーリシャスは、海洋法条約第15部に基づく海洋境界画定の手続きを開始するに先立って、モルディブと交渉しなければならない」ことを、義務づけている — に反論する。モーリシャスは、次のように述べる。

「そのような義務はない。74条と83条は実体的な義務を定めている。特別裁判部の管轄権行使のための唯一の手続的前提条件は、283条に定められている。モーリシャスは283条の義務をしっかりと遵守しており、モルディブはそのことを争っていない。」

264. モーリシャスは、74条と83条は、紛争解決を規律する海洋法条約第15部ではなく、排他的経済水域と大陸棚に関する実体的義務に関する第5部と第6部に置かれている、という。

265. モーリシャスは、次のように主張する。

「これまで、海洋境界画定を行うため国連海洋法条約に基づき管轄権を行使した裁判所は、単なる意見交換とは別に、74条と83条が定める交渉義務が ITLOS または附属書VII仲裁裁判所が管轄権を行使するに先立って履行されなければならないと判断したことはないし、これを検討したことすらない。」

266. そして、モーリシャスは、ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件での特別裁判部の判断に言及して、「特別裁判部は、83条1項を、『境界画定について合意に達する』という実体的義務を課していると解釈し及びこれを適

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）
用して、これは誠実に行われる交渉によって達成しうるものである」、と主張した。

* * *

267. 海洋法条約74条と83条の関連する部分は、次のように定める。

「1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における〔排他的経済水域／大陸棚〕の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第15部に定める手続に付する。」

268. まず、本件先決的抗弁裁判の事実と事情にこれらの規定を適用するに先立ち、これらの規定を解釈しよう。海洋法条約74条と83条は内容において同一であり、適用される海域の名称が異なるだけである。

269. これらの規定が適用されるのは、それぞれ、海洋法条約57条に基づき排他的経済水域に対する2の沿岸国の権原（entitlement）が重複する海域と、条約76条に基づき大陸棚に対する両国の権原が重複する海域、に対してである。条約74条1項と83条1項は、向かい合っているかまたは隣接している国が負う排他的経済水域と大陸棚の境界画定を合意により行う義務を、定めている。2項は、そういった国に対し、合理的な期間内に合意に達することができない場合には条約第15部に定める手続に付する義務を、課している。

270. この点に関して、ICJは次のように述べている。

「国連海洋法条約83条1項は、締約国が大陸棚の境界画定を行う方法を定めている。すなわち、一方的な行動ではなく合意により行う、ということである。この条文は、大陸棚に関して向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における海洋境界線の設定に関する規定であるが、大陸棚の境界画定に関する紛争の解決方法を定めてはいない。このことは、83条2項の規定からも明らかである。83条2項は、関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、『紛争の解決』と題する第15部が定める紛争解決手続に付することを、義務づけている。」

(インド洋海洋境界画定事件(ソマリア対ケニア)、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2017*, p. 3, at p. 37, para. 90)

271. 海洋法条約74条1項と2項及び83条の1項と2項の主な目的は、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する2国の間で排他的経済水域と大陸棚に関する請求が重複した場合には、いずれの国も一方的に海洋の限界を定めてはならず、その限界は、関係国の間での合意により、または合理的な期間内に合意に達することができない場合には第15部に定める手続きに付することにより、行われなければならないことを、確保することである。

272. 当特別裁判部の見るところ、これらの手段—交渉により合意に達することまたは海洋法条約第15部に付すること—はいずれも、ICJ規程38条に規定する国際法に基づいて排他的経済水域と大陸棚の境界画定における「衡平な解決」の達成に資するものである。これは、関係国が一方的に行う境界画定とは異なる。

273. 海洋法条約74条1項と83条1項は、境界画定について合意に達するために、誠実に交渉する義務を定めている。しかし、この義務は、関係国に合意に達することまでは要求していない。ICJがソマリア対ケニア海洋境界画定事件判決で、次のように述べている。

「国連海洋法条約83条1項は、境界画定は合意により行うと定めており、誠実に交渉を行うべきことを義務づけているが、交渉を成功させるべきことまでは求めている。」

(インド洋海洋境界画定事件(ソマリア対ケニア)、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2017*, p. 3, at p. 37, para. 90)

274. 当特別裁判部の見るところ、関係国が合意に達することができないのには、いくつかの理由がありうる。例えば、交渉を尽くしたが合意に達することができなかったとか、一方の国が、交渉を拒否したあるいは当初は交渉に参加したが後に交渉から撤退した、などである。関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、一方的に境界を画定するのではなく第15部に定める手続きに付するよう、義務づけられる。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (3)

275. 当特別裁判部の見解では、海洋法条約74条の1項と2項また83条の1項と2項は、相互に補完する形で、関係国は、一方的に自国の排他的経済水域と大陸棚の境界画定を行うのではなく、合意によりまたは合意が得られなかったときは条約第15部に定める紛争解決手続に付することにより、境界画定を行うべきとする、実体的義務を定めている。

B. 海洋法条約74条及び83条の適用

276. 次に、両当事国がその海洋境界線に関する交渉を行ったかどうかの問題に、目を向けよう。

277. モルディブは、「モーリシャスとモルディブの間で、EEZと大陸棚の境界画定を扱う二国間交渉は行われていない」、と主張する。もっとも、モルディブは、「モーリシャスが、過去において、モルディブに対し海洋境界画定について討議するための会合を開くよう要請したことがある」ことは、認識している。しかし、モルディブによると、モーリシャスとイギリスの間の主権紛争が未解決であるから、モーリシャスとモルディブは、国連海洋法条約74条と83条の定める交渉を意味あるように行うことができない、という。

278. モルディブの見解では、主権紛争が解決されるまでは「モーリシャスと海洋境界協定について交渉することはできない」し、「同じ理由で、両当事国が74条3項と83条3項の定める暫定的な取極を交渉するよう求めることは、不可能であるし適当でもない」、という。

279. モルディブは、2010年10月21日に行われた海洋境界画定と大陸棚延長要請に関する第一回会合と2011年3月12日の共同コミュニケについて、当特別裁判部が提示した第一の質問（前述47項を見よ）に回答して、これら二国間での意見交換は、「両当事国が大陸棚を延長する場合に生じうる潜在的な重複を解決する可能性を探るという目的を持つ、厳密に外交的な性質を有するもの」、と主張する。

280. そして、モルディブは、海洋法条約74条と83条に定められた手続的前

提条件は満たされておらず、したがって特別裁判部は管轄権を行使することができない、と主張した。

281. これに対し、モーリシャスは、「第15部に基づく裁判手続を開始するに先立って、モーリシャスとモルディブは、紛争中の海洋境界線について交渉を行ったが、合意に達しなかった」、と主張する。モーリシャスは、交渉は行われなかったというモルディブの主張は外交記録から正しくない、と述べる。モーリシャスによると、「この外交記録は、両当事国が、モルディブが一方的に交渉を終わらせるまでは、EEZと大陸棚において請求が重複する海域について合意により境界画定しようとしたことが、確認できる」、という。

282. モーリシャスは、これに関して、いくつかの段階に分けて次のように説明する。

「2010年9月21日に、モーリシャスは、大陸棚限界委員会へのモルディブの要請で示された海洋請求に、異議を唱えた。モーリシャスは、『両国間の排他的経済水域の境界画定について討議を行う』とするモルディブの提案を歓迎し、両国の請求の重複を解決するため、『EEZの境界画定のための対話はすべて、その要請に照らすと一層関連性を有する』と述べた。」

283. モーリシャスは更に、次のように説明する。

「その直後の2010年10月21日に、両当事国は両国の海洋境界画定を取り上げるため会合を行った。この会合が開催されたのは『大陸棚の延長による潜在的な重複を討議し、両国間の海洋境界画定に関する意見交換を行うため』であることが、明示されている。この会合において、モルディブは、同国の『大陸棚限界委員会への延長要請において、チャゴス地域におけるモーリシャス共和国の排他的経済水域の経緯度が考慮されていなかった』ことを認めた。」

モーリシャスは、モルディブは続けて、「モーリシャス側に対し、この点はモルディブ共和国の延長要請の追補で修正することとし、その追補はモーリシャス共和国政府と協議して専門家が作成することを、約束した」、と述べる。モーリシャスによると、モルディブは、請求が重複していることを認めた上で、「重

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

複する海域について両国が共同して作業を行うことに同意した」、という。モーリシャスは更に、「モルディブは、請求が重複していること及びその重複が紛争を発生させたことを認めた上で、この状況に対処するために次の段階に取り掛かることを約束したが、これが行われることはなかった」、と主張する。

284. モーリシャスは、次のように付言する。

「モルディブがこのように行動したため、モーリシャスは、2011年3月24日に、国連事務総長に外交的覚書を送付した。その覚書において、モーリシャスは、『モルディブ共和国が要請する大陸棚の延長がモーリシャス共和国の排他的経済水域を侵奪する限りにおいて、この要請に正式に抗議』した。この問題は、その後8年もの間、未解決のままである。」

285. モーリシャスは、当特別裁判部が提示した第一の質問（前述47項を見よ）に回答して、2010年10月21日の会合と2011年3月12日の共同コミュニケは、「両国の海洋境界画定に関して合意に達するために、当時における両国間の機運」を反映している、と主張する。

286. モーリシャスは、次のように述べる。

「モーリシャスは、2019年3月7日に、2019年2月25日の ICJ 勧告的意見に従いまたチャゴス群島に隣接する海域における海洋境界線に関するモルディブとの紛争を解決する目的で、再度、『モルディブに対し討議の第2ラウンドを開催するよう求めた』。モーリシャスは、モルディブに対し、モーリシャスが提案した2019年4月の交渉にモルディブが参加することを早く確約するよう、要請した。しかし、モルディブはそれに返答しなかった。モーリシャス意見書の時点で、モルディブは未だに返答をしていない。」

287. モーリシャスは、海洋法条約第15部が定める司法的紛争解決方法の利用は、モーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定紛争が合意により解決されえないのは明らかであるから正当化される、と主張する。そして、モーリシャスは、特に次のように主張した。

「EEZ と大陸棚の境界画定は、74条1項及び83条1項が定めるような合意に達しなかったため、これらの条の2項により、モルディブとモーリシャスは、

次の段階として、『第15部に定める手続に付する』ことが求められる。』

* * *

288. さて、当特別裁判部に提出された記録から、モーリシャスは、両国の間で請求が重複する排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関して、モルディブに何回か交渉を試みている。

289. これらの記録によると、モルディブは、時折、「大陸棚の延長による潜在的な重複を討議し、両国間の海洋境界画定に関する意見交換を行うため」にモーリシャスとの会合に関心を示した実際に会合を行ったけれども、ほとんどの場合モーリシャスとの交渉を拒否して、次のように主張した。

「モーリシャス政府はチャゴス群島に対し管轄権を行使していないので、モルディブ政府は、モルディブ政府とモーリシャス政府の間で、モルディブとチャゴス群島間の境界画定について討議を開始することは不適當である、と考える。」

290. モルディブは、「モーリシャスとイギリスの間の主権紛争が未解決であるから、モーリシャスとモルディブは、国連海洋法条約74条と83条の定める交渉を意味あるように行うことができない」という立場に固執しており、その結果、どれほどの期間がこの交渉のために用意されようと「合理的な期間内に合意に達することができない」ことを、モルディブが示したのである。

291. 特に、2019年3月7日にモーリシャスがICJのチャゴス事件勧告的意見に従い討議の第2ラウンドを求めたことに対しモルディブが返答しなかったことから、モーリシャスがモルディブと境界画定交渉を行うよう求めても得られるものは何もないことが、明らかになった。このことは、モルディブ自身が口頭弁論で、「モーリシャスが、[チャゴス群島に関する]海洋境界画定交渉を開始しようとどれほど試みても、現在がそうであるように、その交渉は意味がなく合意に達することができないという事実は変わらない」と認めたことから、確認される。

292. 当特別裁判部の見るところ、「合意に達することができない」状況において、海洋法条約74条と83条が定めているように、条約第15部の手続きに付

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

することは、正当化されるだけでなく、関係国の義務でもある。

293. 以上に基づき、当特別裁判部は、海洋法条約74条1項及び83条1項の義務は履行されている、と結論づける。したがって、モルディブの第三の先決的抗弁を、却下する。

VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在

294. 次に、モルディブの第四の先決的抗弁に目を向ける。これは、「両当事国の間で海洋境界紛争はなく、[当特別裁判部は] この事件について明らかに管轄権を持たない」、とするものである。

295. モルディブは、「国連海洋法条約288条1項は、国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争のみが裁判所の管轄権の対象であることを、明らかにしている」とし、「請求が74条1項と83条1項の『解釈又は適用』に関係するのは、その請求が、『向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域 [または大陸棚] の境界画定』を対象とする場合に限られる」、と主張する。

296. モルディブはまた、モーリシャスはモルディブと向かい合っているかまたは隣接する海岸を有する国であることを請求しその請求はモーリシャスがチャゴス群島に対し主権を有するという同国の主張に基づいているが、その主権はイギリスにより争われている、と主張する。モルディブによると、モーリシャスが海洋法条約74条1項及び83条1項の意味における向かい合っている沿岸国であることが争われなくなる時までは、モルディブとモーリシャスの間には海洋境界画定について紛争は存在しえない、という。

297. モルディブは、「追加的に及び選択的に」として、次のことを主張する。

「仮に主権紛争が、モーリシャスがいうように海洋境界画定について有効な紛争の存在を妨げないとしても、国連海洋法条約第15部の裁判手続が開始された時点では、モーリシャスとモルディブの間に海洋境界紛争は存在しなかった。」

また、同国は次のように主張する。

「モーリシャスは、インド洋のEEZと大陸棚におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定に関して両国の見解が明らかに対立²²⁾していたこと、及び両国の見解が十分に明確に表明されていたこと、を示さなければならない。」

モルディブによると、モーリシャスは、両国間の紛争—両国の海域について請求が明確に(positively)対立したことから生じる—についての証拠を一切提出していない、という。

298. モルディブは、両当事国の権原の可能性を最大に捉えると観念的に重複があるから潜在的に紛争がありうる、と示すだけでは不十分だ、と主張する。モルディブの主張によると、「紛争が存在するためには、現実の海洋境界線が存在すべき場所について、意見不一致があることを要する。そうでないと、隣接している海岸を有する国あるいは他国の海岸から400カイリ以内で向かい合っている海岸を有する国はすべて、ITLOS に連れて行かれることになる。」、という。

299. モルディブは、モーリシャスの請求通告書は、両当事国の海洋境界線の請求について両国間で紛争ないし明確な対立があることを示していない、と主張する。また、モーリシャスの請求通告書で言及のあったモルディブとモーリシャスの間の意見交換は、何ら紛争の存在を確認していない、という。

300. モルディブは更に、次のように主張する。

「モーリシャスの請求を特別裁判部に付託することとした2019年9月24日付の特別協定は、紛争の存在を確認するものではない。第一に、この協定が作成されたのは、決定期日(critical date)(モーリシャスが事件を付託した2019年6月18日)より後のことである。第二に、この協定は、管轄権

22) 訳者注：“opposition”は、文脈に応じて「対立」と「反対」の訳語を用いた(297項(2カ所)、299項、303項、304項、311項、318項、320項、323項、324項及び332項(2カ所))。この語は、紛争の存在の有無を認定する際に重要な意味を持つ。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

についての異議（紛争が存在するかどうかについての異議を含む。）を申し立てるモルディブの権利を害さないものとして、作成された。したがって、この決定的期日においては、紛争は結晶化していないのであり、国際海洋法裁判所はモーリシャスの請求について管轄権を持たない。」

301. モルディブは、紛争の結晶化（crystallization）について次のように主張する。

「仮にモーリシャスの独自の理論－国際司法裁判所の勧告的意見は何らかの形でモーリシャスに主権を与えたの－に基づいても、モーリシャスが請求通告書を提出するまで、4カ月足らずである。紛争は、この短い期間に結晶化する必要がある。」

302. モルディブは、両当事国が制定した法律について、「（国内法は）紛争の存在を確証するものではない。その理由の1つをいうと、国内法は、特別裁判部の管轄権を根拠づけるほどに十分な明確性のある紛争を発生させたわけではない。このことは、両当事国のその後の外交的意見交換からも、十分に明らかである」、と主張する。また、モルディブは次のように述べる。

「（自国の法律は）自国の EEZ あるいは大陸棚について、確定的な海洋境界線を請求することを意図していない。国連海洋法条約に基づき、EEZ に対するモルディブの権原の最大範囲を、単に出発点として定めただけである。権原の範囲は、向かい合っているかまたは隣接している関係沿岸国との合意に服するものである。」

モルディブの見解によると、重複が存在しているだけでは、紛争の証拠とならない。モルディブは、「いわゆる『海洋境界請求が重複していることの公式表明（official depictions of overlapping boundary claims）』」に言及して、モーリシャスはこういった表明を何ら行うことはなかった、と主張する。

303. モルディブは、その後の外交的意見交換において、両当事国は潜在的な紛争に触れて、これを交渉によって予め防止することを試みることができたが、両国の請求が明らかに反対され拒否されることはなかった、と主張する。

304. モルディブは、2010年10月21日の両当事国間の会合に言及して、この

会合はその数ヵ月前のモルディブによる大陸棚限界委員会への大陸棚延長要請に関するものであり、その会合において、「モーリシャスはただ『チャゴス群島の北方において、モルディブ共和国とモーリシャス共和国の大陸棚の延長部分に潜在的に重複する海域がある』と述べただけである」、と主張する。モルディブは付言して、この会合において、「両国は、『海洋境界に関する今後の討議を促進するために、……両国の基点の経緯度を互いに通知する』ことに合意した」、という。モルディブによると、これは、将来において海洋境界線について討議するという意向を表明しただけのものである。モルディブは、次のように主張する。

「大陸棚限界委員会への延長要請の修正を申し出たことは、請求が対立していることの証拠にはならない。モルディブ代表が述べたことは、大陸棚限界委員会へのモルディブの延長要請は、『モーリシャス共和国政府との協議によって』適当な時期に修正される、ということだけである。」

305. モルディブは、2011年3月12日の共同コミュニケに言及して、これは「『両国間で重複するチャゴス群島周辺の大陸棚延長部分について、二国間で調整することに合意した』ことを、述べるものである」、と主張する。モルディブの見解によると、これは、紛争が結晶化する前の段階での協力の意向であることは明らかである、という。

306. モーリシャスが2011年3月24日に国連事務総長に送付した外交的覚書について、モルディブは、この覚書は、モルディブの延長要請はチャゴス群島周辺の排他的経済水域を考慮していないと曖昧に述べただけであり、両国の請求が重複する海域がどこかを明確にしていない、という。

307. モルディブは、当特別裁判部が提示した第三の質問（前述47項を見よ）に対して、モーリシャスの請求通告書の28項で述べた海洋法条約74条3項と83条3項に関するモーリシャスの請求について、自国の見解を示した。特に、モルディブは、これらの義務のいずれに関するいかなる請求も特別裁判部の管轄権の外にある、なぜなら、モーリシャスは何ら証拠を提出していないし本来すべき主張、つまり、

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

「モーリシャスがモルディブに対し実際の性質を有する暫定的な取極に関して交渉に入るよう求めた、とか、モルディブがモーリシャスに回復不可能な侵害を引き起こす一方的活動を行っているからそのような交渉が必要である。」

との主張すらしなかったからである、と述べた。

308. これに対し、モーリシャスは、「チャゴス群島に対する主権に関するモーリシャスとイギリスの間の紛争が解決するまでは、モーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定に関する有効な紛争は存在しえない」とするモルディブの主張を、否定する。モーリシャスによると、「チャゴス群島に対する主権はイギリスが主権の請求を主張し続けているから未確定なのだ、というモルディブの間違った主張をただ繰り返しているだけである」、という。

309. モーリシャスは、証拠で確証されたように、チャゴス群島に接続する海域における海洋境界線に係る紛争は遅くとも2010年には存在していた、という。モーリシャスは、次のように述べる。

「紛争が存在することは明白である。このことは特に、両国の海洋関連の国内法からも、また、両国による国連への通知が海洋請求が重複していることを示していることから、明らかである。更にいうと、モルディブは、両国の海洋境界交渉の際に、境界紛争が存在することを明示的に認めていた。」

310. また、モーリシャスは、「モーリシャスは2019年6月18日に請求通告書を提出したが、その時点ではEEZと大陸棚における海洋境界線に関して両国間の紛争は存在していなかったにも関わらず、モーリシャスは請求通告書を提出したのである。」とするモルディブの異議は、事実においても法においても支持されない、と主張する。

311. モーリシャスは、「両当事国の海洋境界線の請求について両国間で……明確な対立」がなかったとするモルディブの主張に反論して、当時の両国間の公式の文書と連絡のやり取りにおいて境界線請求重複の公式表明が含まれており、このモルディブの主張は支持できないことが分かる、と述べる。

312. モーリシャスは、紛争の結晶化について、次のように主張する。

「両国の海域の範囲に関して本件裁判当事国間の紛争が生じたのは、つい最近のことでないし、モルディブがいうようにモーリシャス共和国が裁判を開始する書面を提出した時ですらない。提出された証拠が示すように、本件紛争の存在が明白に確証され、両国の請求が重複することを両国自身が認めたのは、2010年のことである。」

313. モーリシャスは、モルディブの主張 — ICJ が勧告的意見を言い渡してからモーリシャスが請求通告書を提出するまでの「短い期間」に紛争が結晶化する必要がある — について、次のように主張する。

「このような主張は、根拠が全くない。ICJ は明らかに、チャゴスの分離は、1965年にこれが行われた時点で国際法に合致せず、これらの島嶼は常にモーリシャス共和国の領土の一部であり続けた、と判断した。このことは、この意見交換が行われた2010年～2011年においても同じであることは、明らかである。」

314. 両国が制定した法律については、モーリシャスは、両国の法律に現れているように両国の海洋請求は重複しているが、これにより、両国が約96,000平方キロメートルの海域に影響を及ぼす紛争を必然的に作り出していることに疑いの余地はない、と主張する。モーリシャスの見解では、図表は、両当事国が請求する範囲と、両国の請求が必然的に紛争状態を作り出していることを、示している。モーリシャスによると、この事態は更に、両国の海域の境界画定に関する意見交換においても、両国自身による明確な文言において確認されている、という。

315. すなわち、モーリシャスは、2010年10月21日の両国間の会合に言及して、この会合が開催されたのは「明らかに、『大陸棚の延長による潜在的な重複を討議し、両国間の海洋境界画定に関する意見交換を行うため』である」、と述べる。モーリシャスは、次のように主張する。

「モルディブは、この会合において海洋境界線について紛争が存在することを、確認した。同国は、『大陸棚限界委員会への延長要請において、チャ

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

ゴス地域におけるモーリシャス共和国の排他的経済水域の経緯度が考慮されていなかった』ことを認めた。そして、モルディブは続けて、『モーリシャス側に対し、この点はモルディブ共和国の延長要請の追補で修正することとし、その追補はモーリシャス共和国政府と協議して専門家が作成することを、約束した』。モルディブは、請求が重複していることを認めた上で、更に『重複する海域について両国が共同して作業を行うことに同意した』のである。』

316. モーリシャスによると、両国間のその後の意見交換（2011年3月12日の共同コミュニケを含む。）において、「潜在的」の修飾語が外されて、両国の海域の間に明確に重複があることが明示された —このことだけが述べられた—、という。

317. モーリシャスは、次のように主張する。

「モルディブは、請求が重複していること及びその重複が紛争を発生させたことを認めた上で、この状況に対処するために次の段階に取り掛かることを約束したが、これが行われることはなかった。モルディブがこのように行動したため、モーリシャスは、2011年3月24日に、国連事務総長に外交的覚書を送付した。その覚書において、モーリシャスは、『モルディブ共和国が要請する大陸棚の延長がモーリシャス共和国の排他的経済水域を侵奪する限りにおいて、この要請に正式に抗議』した。」

318. モーリシャスによると、仮に、紛争が存在するとされるためには両国の請求の対立から生じる重複海域の範囲が特定されなければならない —モーリシャスは本件事件に関してそう考えないが— としても、重複海域の外縁を精確に決めるためのすべての関連要素は、当時から存在していた、という。同国は、次のように付言する。

「モーリシャスの覚書がはっきりと確認しているように、両国の海域の範囲について、両国間の意見不一致は確定している。一方の国が、自国の管轄下にあると考える海域に対する他国の請求に対して、最高位の多数国間レベルで正式に抗議した場合、その国は、関係国間の紛争の存在を —全世界

界に対しても一宣言しているのである。」

319. モーリシャスは、当特別裁判部が提示した第三の質問（前述47項を見よ）に対し、「74条3項及び83条3項に基づく両当事国の義務に関して、特別裁判部が管轄権を行使するのを妨げるものはない」、と回答した。モーリシャスは付言して、ただし、特別裁判部が両国の海洋境界を画定するための管轄権を行使することができないときは、「特別裁判部が、これらの規定が定める上述の義務に関する管轄権をどのように行使しうることになるのか、難しいと考える」、と述べた。

* * *

320. さて、ここでのモルディブの異議は、主に2つの主張に依拠している。1つは、モーリシャスが海洋法条約74条1項及び83条1項の意味でモルディブとの関係で向かい合っている海岸を有する国であることが争われなくなるまでは、モルディブとモーリシャスの間で海洋境界画定について紛争は存在しえない、とする主張である。もう1つは、海洋法条約第15部にに基づく裁判が開始した時点では、モルディブとモーリシャスの間の紛争一両国の海域について請求が明確に対立したことから生じる一は存在していなかった、とする主張である。

321. まず前者の主張についてであるが、当特別裁判部は、前述251項で、モーリシャスは、モルディブとの関係で、海洋法条約74条1項及び83条1項の意味における向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国であるとみなすことができる、と結論づけた。したがって、当特別裁判部はこの前者の主張は根拠がない、と判断する。

322. 次に後者の考えについてであるが、国際海洋法裁判所は次のように判示している。すなわち、事件を審理するための事項的管轄権を海洋法裁判所が有するためには、「請求訴状が提出された時に両当事国の間で海洋法条約の解釈または適用に関する紛争が存在しなくてはならない」（ノースター号事件（パナマ対イタリア）、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 65, para. 84；また、ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4, at p. 46, para. 151を見

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3よ。）

323. また、海洋法裁判所は、みなみまぐる事件において、次のように述べた。「紛争とは、『法または事実に関する論点についての意見の不一致、つまり法的な見解または利益の対立 (conflict)』（パレスチナにおけるマヴロマティス・コンセッション事件、第2号判決、1924年、*P.C.I.J., Series A, No. 2*, p. 11）であり、また、『一方の当事国の請求が他方の当事国から明確に反対されている (opposed) ことが、示されなくてはならない。』（南西アフリカ事件、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 1962*, p. 328）」
(みなみまぐる事件（ニュージーランド対日本；オーストラリア対日本）、暫定措置、命令、1999年8月27日、*ITLOS Reports 1999*, p. 293, para. 44；また、ノースター号事件（パナマ対イタリア）、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 65, para. 85を見よ。)

324. 更に、国際司法裁判所は、核軍拡停止及び核軍縮に関する交渉義務事件において、紛争が存在するためには次のことが必要であることを、判示した。「証拠によって、ICJに付託された問題について両当事国が『明らかに対立する見解を有していた』ことが示されなければならない。当裁判所が紛争の存在について検討した従前の判決に反映されているように、紛争が存在するのは、証拠に基づいて、被告国が、自国の見解が原告国により『明確に反対された』ことを知っていたあるいは知らなかったはずがないことが、示された場合である（カリブ海における主権的権利及び海域の侵害事件（ニカラグア対コロンビア）、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2016 (I)*, p. 26, para. 73；人種差別撤廃条約適用事件（ジョージア対ロシア連邦）、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2011 (I)*, p. 99, para. 61, pp. 109-110, para. 87, p. 117, para. 104。）」

(核軍備競争の停止及び核軍備の縮小に関する交渉義務事件（以下「核軍縮交渉義務事件」とする）（マーシャル諸島対イギリス）、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2016*, p. 833, at pp. 850-851, para. 41)

325. モーリシャスは、1977年の海域法で、排他的経済水域については基線

から200カイリの距離までのものを(6条)、また、大陸棚については大陸縁辺部の外縁に至るまでのものまたは大陸縁辺部が200カイリの距離まで延びていない場合には基線から200カイリの距離までのものを(5条)、宣言した。このことは、モーリシャスの2005年海域法で再確認された(14条と18条)。

326. 他方、モルディブは、1976年の法律第30/76号で、排他的経済水域を宣言しその外側の限界の経緯度を示した。モルディブはまた、1996年の海域法(法律第6/96号)で、上述の法律第30/76号を廃止し、群島基線から200カイリまでの排他的経済水域を宣言した(6条)。この法律の7条は、次のように規定する。

「前条の規定により定められたモルディブの排他的経済水域が他国の排他的経済水域と重複する場合において、この法律は、モルディブ政府が、重複する当該海域に関して当該他国と協定を締結し及び重複する当該海域についてモルディブの排他的経済水域の境界画定を行うことを、禁じるものではない。」

327. 両当事国が制定した国内法から明らかなように、関連する海域における排他的経済水域についての両国の請求は、重複している。このことは、本件裁判でモーリシャスが作成した図表でも示されている。

328. モルディブは、2010年7月26日に、大陸棚限界委員会に対し、領海の幅を測定するための基線から200カイリを超える大陸棚の限界に関する情報を提出した。

329. 両当事国は、2010年10月21日に、「大陸棚の延長による潜在的な重複を討議し、両国間の海洋境界画定に関する意見交換を行うため」に会合を開いた。その会合議事録には、次のことが記されている。

「モルディブ共和国による大陸棚限界委員会(CLCS)への大陸棚延長要請についてであるが、[モルディブの外務大臣]は、CLCSへの延長要請ではチャゴス地域におけるモーリシャスの排他的経済水域の経緯度が考慮されていなかったことをモルディブの要請に関する専門家作業が認めた、と述べた。同外務大臣は、モーリシャス側に対し、この点はモルディブ共和

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

国の延長要請の追補で修正することとし、その追補はモーリシャス共和国政府と協議して専門家が作成することを、約束した。」

330. 同じ会合で、モーリシャスは、「モーリシャス側もまた、チャゴス群島の北方において、モルディブ共和国とモーリシャス共和国の大陸棚の延長部分に潜在的に重複する海域があることに留意した」、と述べた。モルディブは、「重複する海域について両国が共同して作業を行うことに同意した」。両国は、モルディブ大統領とモーリシャス首相の会合後の2011年3月12日の共同コミュニケーションで、「両国間で重複するチャゴス群島周辺の大陸棚延長部分について、二国間で調整することに合意した」。

331. さて、モルディブは大陸棚限界委員会への延長要請の追補でモーリシャスの排他的経済水域の経緯度を考慮することを約束したが、そのような追補は提出されなかった。そのため、モーリシャスは2011年3月24日に国連事務総長に外交的覚書を送付して、「モルディブ共和国が要請する大陸棚の延長がモーリシャス共和国の排他的経済水域を侵奪する限りにおいて、この要請に正式に抗議した」のである。

332. 当特別裁判部の見るところ、上述のことから、200カイリを超える場所の大陸棚へのモルディブの請求と関連海域における排他的経済水域へのモーリシャスの請求とが重複していることは、明らかである。モーリシャスが、2011年3月24日の外交的覚書で大陸棚限界委員会へのモルディブの延長要請に対して正式に抗議したことに鑑みると、両当事国は明らかに見解の対立があり、モルディブの請求に対しモーリシャスは明確に反対している。

333. 当特別裁判部は、「紛争が存在するためには、現実の海洋境界線が存在すべき場所について、意見不一致があることを要する」とするモルディブの主張を、受け入れることができない。当特別裁判部の見解では、海洋境界画定紛争は、現実の海洋境界線の場所についての意見不一致に限られず、他の様々な形態と状況において生じうる。

334. モルディブは、ICJがチャゴス事件勧告的意見を言い渡してからモーリシャスが請求通告書を提出するまでの「短い期間」に紛争が結晶化する必要が

ある、と主張した。当特別裁判部の見解では、上述したことから明らかなように、チャゴス事件勧告的意見が言い渡されるずっと前から、両国間で海洋境界画定について意見不一致が存在していた。モルディブはICJが勧告的意見を言い渡す前ならモルディブとモーリシャスの間の紛争の存在に疑問を呈することが正当化できたかも知れないが、勧告的意見が言い渡されてからはそれは正当化されない。これに関していうと、モーリシャスは、モルディブに対し、2019年3月7日の外交的覚書で海洋境界画定についての討議の第2ラウンドを求めたが、モルディブはこれに返答しなかった。ICJは、次のように述べている。

「紛争の存在は、一方の国が、返答が求められる状況において請求に対して返答しなかったことから、推論することができる。」

(人種差別撤廃条約適用事件(ジョージア対ロシア連邦)、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2011*, p. 70, at p. 84, para. 30; また、核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対インド)、管轄権及び受理可能性、判決、*I.C.J. Reports 2016*, p. 255, at p. 271, para. 37; 核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対パキスタン)、管轄権及び受理可能性、判決、*I.C.J. Reports 2016*, p. 552, at p. 567, para. 37; 核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対イギリス)、管轄権及び受理可能性、判決、*I.C.J. Reports 2016*, p. 833, at p. 850, para. 40を見よ)

335. したがって、当特別裁判部は、本件事件において、請求通告書が提出された時点で海洋境界画定に関して両当事国間で紛争が存在した、と結論づける。

336. 以上より、モルディブの第四の先決的抗弁を却下する。

Ⅷ. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用

337. 最後に、「モーリシャスの請求は手続きの濫用を構成するから、その請求は受理可能でない」とするモルディブの主張を、取り上げる。

338. モルディブは、原告の申立てが手続きの濫用を構成するときは請求は

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（3）

受理可能でなく国際裁判所は管轄権の行使を控えなければならない、とする十分に確立された手続規則を根拠に、この抗弁を主張する。これに関して、モルディブは、特にICJの判例法に言及した。

339. モルディブは、次のように主張する。

「モーリシャスは、イギリスを被告とするチャゴス海洋保護区仲裁事件で、モーリシャスがチャゴス群島に対して主権を有するとする司法的判決を得ることができなかつたため、今度は、イギリスとの主権紛争の第三者であるモルディブを被告として、国連海洋法条約に基づく裁判を開始して同じ結果を得ようとしている。」

モルディブの見解は、次のものである。

「モーリシャスは、チャゴス群島に対する自国の主権の請求を押し通すために海洋境界裁判を利用しており、モーリシャスが『この手続的権利が与えられる目的に合致しない目的で裁判を利用』しようとしていることは、明らかである。」

モルディブは、「第三国との領土紛争について判決を得るために国連海洋法条約の義務的手続を利用することは、手続きの濫用の定義そのものである」、と主張する。

340. モルディブは、モーリシャスの立場—モルディブが本件裁判で先決的抗弁を提起したことは、チャゴス事件勧告的意見で述べられた「モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務」に合致していない—に、同意しない。そして、モルディブは、当特別裁判部が提示した第二の質問（前述47項を見よ）への返答で、「先決的抗弁の提起は、モーリシャスの非植民地化に協力する義務に合致しないことはない」、と主張した。

341. これに対し、モーリシャスは、モーリシャスが手続きを濫用したとするモルディブの抗弁は、それ自体が迷惑なものであり、他のすべての先決的抗弁と同じく根拠がない、と主張する。ICJの判例法において、手続きの濫用の原則が援用された事例があるかも知れない。しかし、ICJはこれまでこの原則が適用されるための要件を示したことはない、と付言する。

342. モーリシャスは、モルディブのこの抗弁は、「明らかに無意味」であり「同様に根拠のない他の抗弁と同じ文言を繰り返している。すなわち、モーリシャスは、自国とイギリスの間の領土紛争について裁判をしようとしているが、この紛争について特別裁判部は管轄権を行使することはできない」、と主張する。

343. モーリシャスによると、モーリシャスはチャゴス群島に対する主権について判断を求めている、この判断はすでにICJが行っている、という。また、「モルディブは、モーリシャスによる手続きの濫用を示すためにチャゴス海洋保護区事件仲裁判断に依拠するが、これは全く根拠がない」として、その理由を次のように述べる。

「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断で求められた救済ないし判断のあった争点と現在特別裁判部に提起されている争点の間には、同一性がない。両者は同一の事実に基づいていないし、裁判当事国も同一でない。本件での特別裁判部の任務は、モルディブとモーリシャスの間の海洋境界線を画定することである。」

344. モーリシャスは、当特別裁判部が提示した第二の質問(前述47項を見よ)に返答して、モルディブがイギリスは本件裁判の不可欠第三者であるとする主張に基づいて先決的抗弁を提起したことは、ICJの勧告的意見と国連総会決議73/295に反している、と主張する。そして、モーリシャスは、「手続きの濫用を行った裁判当事国がいるとするなら、それはモルディブである」、と述べた。

* * *

345. さて、当特別裁判部は、前述293項で、海洋法条約74条1項及び83条1項の義務は履行されている、と結論づけた。また、前述335項で、請求通告書が提出された時点で海洋境界画定に関して両当事国間で紛争が存在した、と結論づけた。

346. 海洋法条約74条2項と83条2項は、いずれも、「関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第15部に定める手続に付する(*shall*)。」、と定める。

347. モーリシャスは、2019年6月18日に請求通告書を提出して、海洋法条約

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (3) 74条2項と83条2項に基づき海洋法条約第15部の定める紛争解決手続を利用した。

348. モーリシャスの請求通告書の27項と28項に記された請求は、次のものである。

「27. モーリシャスは、国際海洋法裁判所に対し、国連海洋法条約に定められる原則と規則に従って、インド洋の EEZ と大陸棚におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を行うことを、要請する。これには、領海の幅を測定する基線から測定して200カイリを超える部分の大陸棚であってモーリシャスに属するものを含む。

28. モーリシャスは、また、国際海洋法裁判所に対し、国連海洋法条約74条1項と83条1項の合意に達するまでの間、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払うという義務に違反した、と宣言することを、要請する。」

このことから明らかなように、モーリシャスの請求は、海洋法条約74条と83条に限定されている。

349. したがって、当特別裁判部は、モーリシャスの請求が手続きの濫用を構成する、とは考えない。

350. 以上より、モルディブの第五の先決的抗弁を却下する。

X. 管轄権及び受理可能性についての結論

351. 以上の理由で、当特別裁判部は、インド洋における両当事国間の海洋境界画定に関する紛争について当特別裁判部が裁判を行う管轄権を有し、及びこの紛争に関してモーリシャスが付託した請求は受理可能である、と結論づける。

352. 当特別裁判部は、当特別裁判部が上記紛争について管轄権を行使しうる範囲（海洋法条約76条に基づく問題を含む。）に関する問題は本案の裁判に

委ねることが適当である、と判断する。

353. 海洋法条約74条3項と83条3項に基づく義務に関して、モーリシャスの請求通告書28項に記された請求に関する両国の見解(前述307項及び319項を見よ)については、当特別裁判部は、この問題を両国が十分に論じていないことから、本案の裁判での検討と決定に留保することが適当である、と判断する。

XI. 主文

354. 以上の理由で、当特別裁判部は、

(1) 全員一致で

イギリスは本件裁判手続の不可欠当事者であることを理由として提起したモルディブの第一の先決的抗弁を、却下する。

(2) 賛成8、反対1で、

当特別裁判部はチャゴス群島に対する主権の問題を判断する管轄権を持たないことを理由として提起したモルディブの第二の先決的抗弁を、却下する。

賛成：PAIK 特別裁判部長；JESUS、PAWLAK、YANAI、BOUGUETAIA、
HEIDAR、CHADHA 各裁判官；SCHRIJVER 特任裁判官

反対：OXMAN 特任裁判官

(3) 賛成8、反対1で、

海洋法条約74条及び83条に関してモルディブが提起した第三の先決的抗弁を、却下する。

賛成：PAIK 特別裁判部長；JESUS、PAWLAK、YANAI、BOUGUETAIA、
HEIDAR、CHADHA 各裁判官；SCHRIJVER 特任裁判官

反対：OXMAN 特任裁判官

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (3)

(4) 全員一致で、

両当事国間に紛争が存在しないことを理由にモルディブが提起した第四の先決的抗弁を、却下する。

(5) 全員一致で、

手続きの濫用を理由にモルディブが提起した第五の先決的抗弁を、却下する。

(6) 賛成8、反対1で、

インド洋における両当事国間の海洋境界画定に関して両当事国が当特別裁判部に付託した紛争について当特別裁判部が裁判を行う管轄権を有すること、及び、この紛争に関してモーリシャスが付託した請求は受理可能であること、を認定する。ただし、当特別裁判部が管轄権を行使しうる範囲（海洋法条約76条に基づく問題を含む。）に関する問題は、本案の裁判に委ねる。

賛成：PAIK 特別裁判部長；JESUS、PAWLAK、YANAI、BOUGUETAIA、HEIDAR、CHADHA 各裁判官；SCHRIJVER 特任裁判官

反対：OXMAN 特任裁判官

(7) 全員一致で。

海洋法条約74条3項と83条3項に基づく義務に関して、モーリシャスの請求通告書28項に記された請求に関する管轄権と受理可能性の問題については、本案の裁判での検討と決定に留保する。

本判決は、2021年1月28日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれモーリシャス共和国政府とモルディブ共和国政府に送付する。

(JIN-HYUN PAIK 特別裁判部裁判長の署名)

(XIMENA HINRICHS OYARCE 国際海洋法裁判所書記の署名)

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官が、ITLOS 規則125条2項により与えられた権利を行使して、本特別裁判部判決に共同宣言を付した。

Oxman 特任裁判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、本特別裁判部判決に個別反対意見を付した。

(未完)

(2025年1月10日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」(JSPS 科研費24H00132) による成果の一部である。